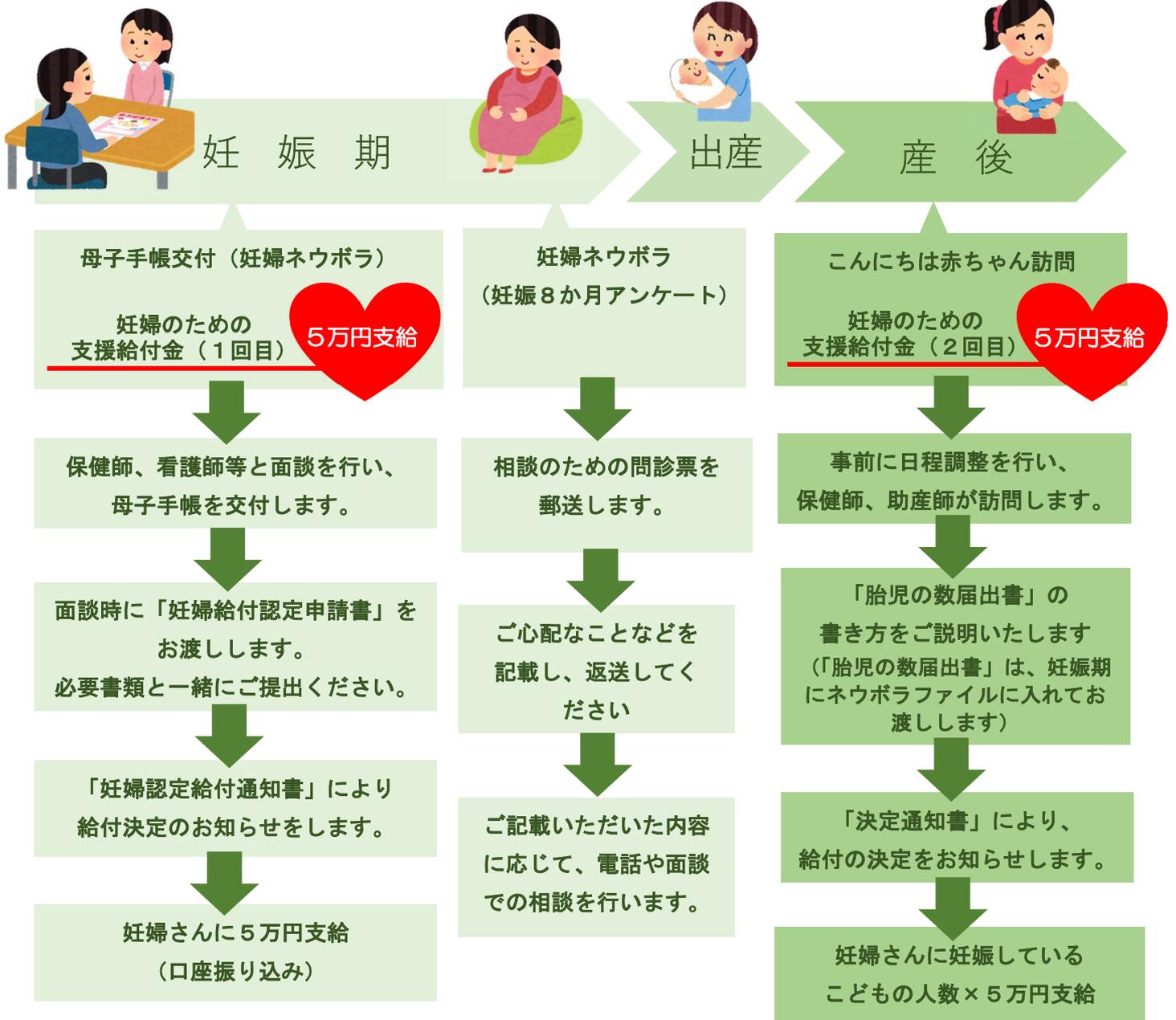


妊婦のための支援給付事業

(国の妊婦のための支援給付)

千歳市では、すべての妊婦さん・子育て家庭が安心できる環境づくりやお子さんの健やかな成長を応援することを目的に事業を開始しました。相談を通じ、ご家庭に寄り添ったサポートを有効に活用いただく、「相談」と「給付金」の一体型の事業です。



令和7年4月1日開始 対象は裏面をご覧ください

- ※医師が胎児心拍を確認したことをもって、本事業における「妊娠」と定義します。
- ※流産・死産となった場合であっても、胎児心拍が確認できていた場合は対象となります。
- ※胎児心拍を確認後、流産・死産した場合は、その日をもって「胎児の数届出書」を提出することができます。

詳しい申請方法は裏面へ

1 給付の対象となる方

給付金 1回目

- ①令和7年4月1日以降に妊娠届を提出された方
- ②令和7年4月1日時点で妊娠していて、出産応援給付金を受け取っていない方

給付金 2回目

令和7年4月1日以降にご出産された方
(妊娠32週以降の申請も可能ですが、基本的には出生届後の申請をお願いしています)

2 給付内容

給付金 1回目

妊婦一人あたり5万円

給付金 2回目

妊娠しているこどもの人数×5万円 例：双子の場合は10万円

3 給付要件

- ①他の自治体で同給付金による妊婦支援給付金（クーポン等含む）の給付を受けていないこと。
- ②市町村、医療機関、相談支援機関等との情報確認・共有について同意があること。

4 申請について

	1回目	2回目
提出書類	<input type="checkbox"/> 妊婦給付認定申請書（第1号様式） <input type="checkbox"/> 口座番号の確認ができるものの写し (例 通帳、キャッシュカード等)	<input type="checkbox"/> 胎児の数届出書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 口座番号の確認ができるものの写し (例 通帳、キャッシュカード等)

※1回目、2回目ともに妊婦さんの口座への振り込みとなります。必ず妊婦さんの口座を記入してください。

5 給付について

- ・給付決定後に市より決定通知書を郵送します。給付までお時間がかかる可能性があります。あらかじめご了承ください。
- ・申請書にご記入いただいた銀行口座にお振込みします。

6 注意事項

- ・虚偽の記載があった場合、支給した給付金を返還していただきます。
- ・口座の不備等で振り込みが完了せず、申請受付開始日からおおむね3か月以内に、市が申請者に連絡・確認できない場合、この申請が取り下げられたとみなされます。
- ・給付金2回目の申請用紙は、母子手帳交付時（妊娠中の転入に関しては妊婦健診受診券交換時）にお渡ししているネウボラファイルに入っています。
- ・流産・死産・人工妊娠中絶をされた方は、その事実があった日以降に胎児の数届出書（第2号様式）を提出することで、2回目の給付金を受けることができます。